

都道府県知事
各 殿
政令指定都市市長

内閣府政策統括官（政策調整担当）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の変更について（通知）

政府の障害者施策の推進につきましては、平素より御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）において、政府は、法第 6 条の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定することとされています。

この度、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 56 号。以下「改正法」という。）の施行に向け、基本方針を別添 1 のとおり変更しましたのでお知らせします。変更の概要については下記のとおりです。改正法は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により令和 6 年 4 月 1 日に施行することとされており、変更後の基本方針も同日に施行されます。

都道府県知事におかれましては、貴管内市町村、関係機関・団体及び住民に対して、政令指定都市市長におかれましては、関係機関・団体及び住民に対して、変更後の基本方針の内容を広く周知いただくとともに、改正法の円滑な施行に向け、福祉、教育その他関係部局（関係事業者の事業を所管している部局を含む。）の間における連携を図りつつ、別添 2 「今後のスケジュールについて」に沿って、改正法の施行に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 変更の趣旨

改正法の施行等に伴い、基本方針を変更する。

第2 変更の概要

1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方への追記

社会的障壁を解消するための手段（車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等）の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する旨を追記。

2 例の記載

正当な理由がなく不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例を記載したほか、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例を記載。

3 建設的対話・相互理解の重要性の追記

社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関等・事業者が共に考えていくためには、建設的対話を通じ、お互いの状況の理解に努めることが重要であることを追記。

4 「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」の記載

改正法により、基本方針に定める事項として「国及び地方公共団体による支援措置の実施に関する基本的な事項」が追加されたことから、当該事項に記載する項目として「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」を新設。本項目に以下内容を記載。

- ・ 障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するには、公正・中立な立場である相談窓口等の担当者が、障害者や事業者等からの相談等に的確に応じることが必要。また、相談対応過程では相談者及びその相手方から丁寧な事実確認を行った上で対応方針の検討を行い、建設的対話による相互理解を通じて解決を図ることが望ましい。
- ・ 相談対応等においては、市区町村、都道府県、国が役割分担・連携協力し、一体となって対応できるよう取り組む。このため、内閣府において、各省庁に対する事業分野ごとの相談窓口の明確化の働きかけや、法令説明や適切な相談窓口に「つなぐ役割」を担う国の相談窓口の検討を進める。また、相談対応を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質向上を図る。

5 その他の変更事項

- ・ 各種啓発活動や研修等の実施における、障害のある女性、障害のある性的マイノリティ、障害のある子供に関する留意事項を記載。

- ・ 内閣府において、性別・年齢等の情報も含めた事例の収集を行い、参考となる事案の概要等を分かりやすく整理してデータベース化し、ホームページ等を通じて公表・提供することを記載。
- ・ 障害者差別解消支援地域協議会については、地域の事業者や事業者団体も協議会に参画することが有効であることや、設置促進等に向けた取組について記載。

(担当)

内閣府政策統括官（政策調整担当）付
参事官（障害者施策担当）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL：03-6257-1458（直通）

FAX：03-3581-0902